

第 5 章 通信連絡

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、県警本部、第六管区海上保安本部、四国電力㈱】

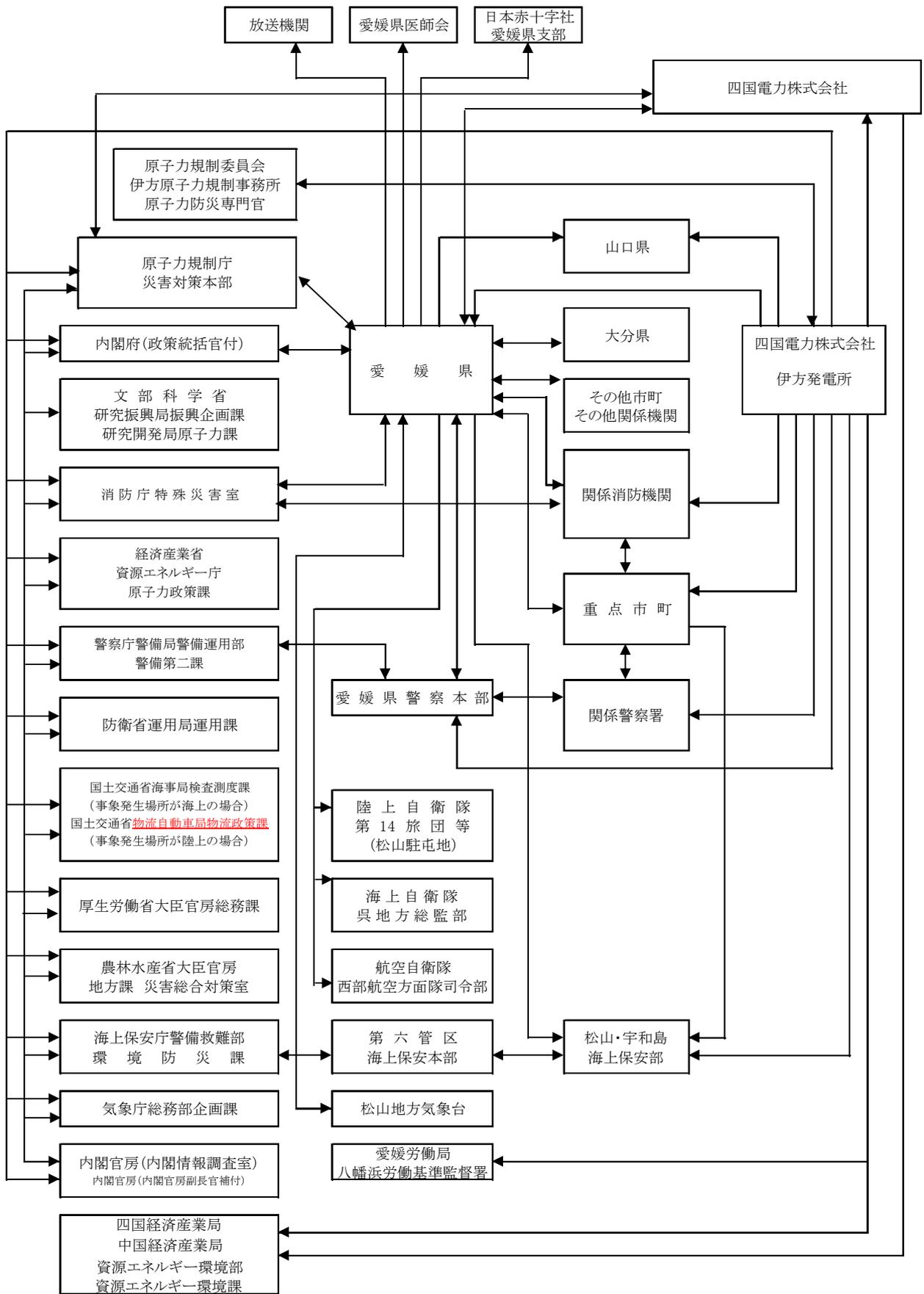
原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

3－5－1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

1 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は次の系統図によるものとする。

災害時における通信連絡系統図



2 通信連絡手段

(1) 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用するものとする。

(2) 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図るものとする。

(3) 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図るものとする。

3-5-2 原子力災害時における住民等への指示の伝達等

1 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示の伝達等の系統は、次の指示の伝達等系統図によるものとする。

指示に当たっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

2 住民等への指示の伝達等の手段

各機関は、緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示の伝達等が必要な場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に周知するものとする。

(1) 県

ア 広報車

イ ラジオ、テレビ、CATV、ホームページ、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック）、ワンセグ放送、スマートフォン向けアプリ

ウ その他

(2) 重点市町

ア 防災行政無線（同報系）

イ 広報車

ウ インターネット、ソーシャルメディア、CATV

エ 拡声器

オ 緊急速報メールサービス

カ 臨時災害放送

キ その他

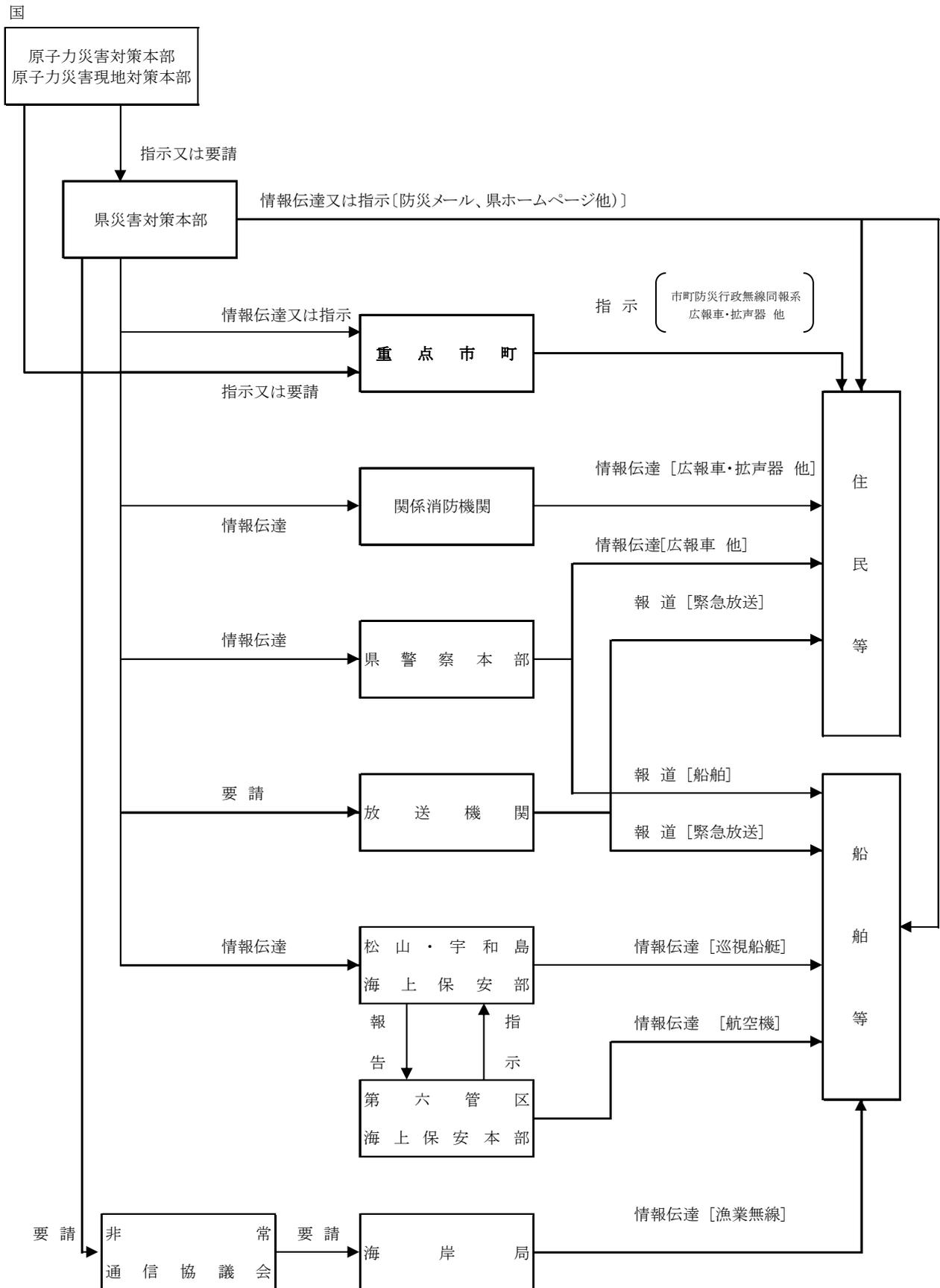
- (3) 県警察
 - ア 広報車
 - イ その他
- (4) 関係消防機関
 - ア 広報車
 - イ 拡声器
 - ウ その他
- (5) 原子力事業者
 - ア 広報車
 - イ その他

3 船舶等への指示の伝達等の手段

各機関は、災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。

- (1) 県
 - ア 船舶
 - イ 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
 - ウ その他
- (2) 県警察
 - ア 船舶
 - イ その他
- (3) 第六管区海上保安本部
 - ア 巡視船艇、航空機
 - イ その他

原子力災害時における住民等に対する指示等伝達系統図



第6章 広報・広聴活動

【防災危機管理課、原子力安全対策課、広報広聴課、四国電力㈱】

国、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者等は、相互の連携を密にして県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として原子力災害合同対策協議会又は県災害対策本部の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等からの問合せ、要望、意見等に、適切に対応するものとする。

3-6-1 県の活動

1 広報事項

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施する。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害・モニタリング等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 流言飛語防止等の県民等への呼びかけ
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- (8) その他必要な事項

2 広報実施方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法による。なお、その際、民心の安定や、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、地元CATV、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。

なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じ記者発表を行うなど、積極的な広報に努める。

(2) 一般広報

- ア 広報紙（臨時を含む。）等による広報
- イ 県提供のテレビ等の広報番組を活用した広報
- ウ 広報車、ヘリコプター、船舶による広報
- エ 市町等の広報体制を活用した広報
- オ 相談窓口等の設置
- カ 県のホームページ等を活用した広報

(3) その他適当な方法

その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

3 重点市町からの広報要請の処理

県は、重点市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。

4 放送機関との連携

県は、災害に関する情報及び住民がとるべき措置等についての指示等のため緊急を要する場合で特に必要と認めるときは、あらかじめ放送機関との間で締結している災害時における放送要請に関する協定に基づき、緊急放送を要請するものとする。

3-6-2 重点市町の活動

1 広報事項

重点市町は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、住民生活に密接に関係ある事項について、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなどの確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 被災者等の安否情報
- (9) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- (10) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (11) その他必要な事項

2 広報実施方法

重点市町は、保有する広報媒体を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通しての広報
- (4) 広報紙の掲示、配布

- (5) 指定避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) 緊急速報メールサービス

3-6-3 その他の市町の活動

1 広報事項

その他の市町は、県から提供された情報を中心に、防災行政無線（同報系）や有線放送等により迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 事故・災害等の概況
- (2) その他必要な事項

3-6-4 関係機関の活動

1 広報事項

県警察及び関係機関は、住民等に対し、住民生活に密接に関係ある事項についての確かかつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示
- (6) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

2 広報実施方法

県警察及び関係機関は、あらゆる広報手段（広報車、船舶等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

3-6-5 原子力事業者の活動

1 広報事項

原子力事業者は、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会から指示があった場合において、県等が実施する緊急事態応急対策等についての確かかつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置

- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示
- (6) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

2 広報実施方法

原子力事業者は、広報車等を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

3-6-6 県民が必要な情報を入手する方法

県民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、スマートフォン向けアプリ、コミュニティFM、県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、ヘリコプター、船舶
主として重点市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として重点市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

3-6-7 広聴活動

県、重点市町、その他の市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

また、県及び重点市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び重点市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第7章 緊急時モニタリング等の実施

【原子力安全対策課、原子力センター、衛生環境研究所、第六管区海上保安本部、自衛隊、四国電力㈱】

県は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれのある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括の下、緊急時モニタリング等を実施するものとする。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

3-7-1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

1 県の活動

(1) 緊急時モニタリングセンターの設置

県は、警戒事態に至った場合には、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、上席放射線防災専門官（伊方担当）及びオフサイトセンターに参集している要員と協力して、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行い、通信機器等の稼働状況やあらかじめ準備した物資の確認等、緊急時モニタリングセンター構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

施設敷地緊急事態に至った場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するものとする。また、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長が不在の場合は、上席放射線防災専門官（伊方担当）、原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員の順で代行するものとする。

(2) 緊急時モニタリング等の実施

県は、警戒事態においては、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

施設敷地緊急事態以降においては、国の指揮の下、緊急時モニタリングセンターの構成要員として緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間はあらかじめ国が定めた初動対応に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施するものとする。

2 重点市町の活動

重点市町は、緊急時モニタリングに参画するものとする。

3 原子力事業者の活動

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣、提

供し、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。
また、国、県及び重点市町に放出源の情報を提供するよう努めるものとする。

4 国の活動

国は、県及び重点市町の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、動員計画に基づき必要な動員の要請を行い、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行うものとする。

国は、専門家及び緊急時モニタリングセンター長を含む緊急時モニタリング要員を現地に派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター長は、要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、ERC放射線担当又はチーム放射線班に要請するものとする。

現地に派遣された専門家及び緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリングセンターの要員としてモニタリング活動を行う。

国は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改訂等を行うほか、海域や空域等の広域モニタリングを実施するものとする。

3-7-2 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施することとする。具体的な実施方法については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

3-7-3 海上におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するに当たり、特に必要と認めたときは、海上におけるモニタリングを実施するものとする。

(1) 使用する船舶

海上におけるモニタリングの実施に当たっては、次の船舶のいずれかにより実施するものとする。

ア 県所属船舶

イ 海上保安庁巡視船艇等

ウ 海上自衛隊所属船舶

(2) 要員及び資機材

海上におけるモニタリングは、原則として次の要員及び資機材により実施するものとする。

ア 県所属船舶により実施する際には、県職員及び県保有資機材

イ 海上保安庁巡視船艇あるいは海上自衛隊所属船舶により実施する際には、国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材

(3) 海上自衛隊による支援

海上自衛隊呉地方総監部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関して、対応可能な範囲で支援するものとする。

(4) 第六管区海上保安本部の支援

第六管区海上保安本部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は知事から要請があった場合、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で必要な支援を実施するものとする。

3-7-4 上空におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するに当たり、特に必要と認めたときは、上空におけるモニタリングを実施するものとする。

(1) 使用する航空機

陸上自衛隊第14旅団等の航空機

(2) 要員及び資機材

上空におけるモニタリングは、原則として国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材により実施するものとする。

(3) 陸上自衛隊による支援

陸上自衛隊第14旅団等は、対応可能な範囲で必要に応じて上空におけるモニタリングに関して、支援するものとする。

3-7-5 モニタリング結果等の共有

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に集約し、必要な評価を実施し、OILによる防護措置の判断等のために活用するとともに、その結果を、県、関係機関等に報告し、ホームページ等で公表するものとする。

県は、国が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

第 8 章 住民避難等の実施

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、保健福祉課、医療対策課、男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、港湾海岸課、道路維持課、保健体育課、県警本部、第六管区海上保安本部】

県、重点市町、その他の市町及び関係機関等は、相互の連携を密にして住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。なお、感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

3-8-1 防護対策の決定

1 防護対策及び防護対策区域の決定

- (1) 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が P A Z 及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、P A Z 及び予防避難エリア内の避難を行うこととし、伊方町に対し、避難指示の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容から、次表の O I L 値を超えたと認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域(以下「防護対策区域」という。)を決定するものとする。

防護対策区域の決定に当たっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとする。

OILと防護措置について

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ※1 | 防護措置の概要 |
|--------|-------|---|--|---|
| 緊急防護措置 | OIL 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。) |
| 早期防護措置 | OIL 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施 |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 警戒区域の設定

重点市町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入制限の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、県警察等との綿密な調整を行うものとする。

3-8-2 避難等の指示

1 国のとるべき措置

(1) 警戒事態

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ及び予防避難エリア内の重点市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態

ア 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZ及び予防避難エリア内の重点市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の予防的防護措置の準備(避難先や輸送手段の確保等)を行うよう要請する

ものとする。

イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の重点市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外であり、かつUPZ外である区域を管轄する地方公共団体）に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(3) 全面緊急事態

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、**緊急事態**応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

2 県のとるべき措置

(1) 県（災害対策本部が設置されている場合は、県災害対策本部長）は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）の準備を行うものとする。

(2) 県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ及び予防避難エリア内における予防的防護措置（避難等）の準備を行うとともに、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達することとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、PAZ及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、PAZ及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請するものとする。また、県は、PAZ及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、その他の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県災害対策本部長は、放射性物質等の放出後、国が、緊急時モニタリング結果からOILを超える地域を特定し、UPZ内の緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）を指示した場合は、重点市町等と連携し、UPZ内における緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）の実施、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、国に要請するものとする。

なお、県災害対策本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (4) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (5) 県災害対策本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- (6) 県災害対策本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するものとする。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- エ 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- キ その他必要な事項

- (7) 県災害対策本部長は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとする。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

3 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行うものとする。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させるものとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- (4) 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- (5) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (6) 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- (7) その他必要な事項

3-8-3 避難等の方法

1 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

重点市町等災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

重点市町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施に当たり、避難誘導にあたるものとする。

また、重点市町等災害対策本部長は、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国又は県の指示を受けて、避難への切替えを行うものとする。

重点市町等災害対策本部長は、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

- (1) P A Z 及び予防避難エリアにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施するものとする。
- (2) U P Z においては、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施するものとする。
- (3) U P Z 外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うほか、事態の進展等に応じて、U P Z 内と同様に屋内退避を行うものとする。
- (4) 国が、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は重点市町の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点において、又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、その必要性を判断し、輸送手段、経路、指定避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示するものとする。

重点市町等災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、避難を指示するものとする。ただし、伊方町災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点で、原則、国又は県の指示を受け、P A Z及び予防避難エリアの住民等に対して即時に避難を指示するものとする。

また、重点市町等災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にO I L 2を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、一時移転を指示するものとする。

重点市町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施に当たり、避難誘導を行うものとする。

重点市町災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、指定避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

避難誘導者は、避難住民等に対し、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

県、海上保安部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

- (1) P A Z及び予防避難エリアにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等に対して、避難を即時に実施するものとする。
- (2) U P Zにおいては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施するものとする。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施するものとする。
- (3) U P Z外においては、U P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施するものとする。
- (4) 県又は重点市町は、避難時の周囲の状況等により避難や一時移転を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

3 感染症の流行下における避難等の留意点

感染症の流行下において、避難等を行う場合には、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。

- (1) 放射線防護対策施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えるものとする。

- (2) U P Z内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。
- (3) U P Z内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。
- (4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難するものとする。
- (5) 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一時集結所等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。なお、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転を行う場合の避難車両等においては、放射性物質による被ばくを避ける観点から、U P Z内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則として換気は行わないものとする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

3-8-4 避難経路の確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努めるものとする。

3-8-5 避難所の設置

1 県の活動

県は、必要に応じ、避難及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について、避難者を受け入れる自治体を支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設することを支援するものとする。

県は災害救助法の適用について、必要に応じ、厚生労働省と協議するものとする。

2 重点市町及びその他の市町の活動

重点市町及びその他の市町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て

避難場所、避難所として開設するものとする。

重点市町及びその他の市町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

3-8-6 指定避難所等の運営

重点市町及びその他の市町は、国、県及び関係機関と連携し、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (1) 重点市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行うものとする。
- (2) 重点市町は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 重点市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (4) 重点市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載などで女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。
- (6) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は重点市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

3-8-7 要配慮者の避難誘導

1 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

2 重点市町の活動

- (1) 重点市町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (2) 重点市町は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮するものとする。
なお避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 社会福祉施設等の活動

社会福祉施設等は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させるものとする。利用者等を避難させた場合は、県及び重点市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

4 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

5 応援依頼

重点市町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

3-8-8 防災上重要な施設の避難誘導

1 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた指定避難所等において行うものとする。その場合は、県又は重点市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

2 不特定多数の者が利用する施設の活動

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させるものとする。

3-8-9 広域避難

1 県のとるべき措置

- (1) 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、

風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び指定避難所の設置を要請するものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

- (2) 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材を保有する関係機関に対し、重点市町と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。
- (3) 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示するものとする。
- (4) 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、県警察に、交通規制に関して必要な措置を要請するとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請するものとする。
- (5) 県は、重点市町から協議要求があった場合、当該都道府県と協議を行うものとする。また、重点市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、重点市町から要請を待ついとまがないときは、要請をまたないで、広域避難のための要請を重点市町に代わって行うものとする。
- (6) 県は、国から、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を受けるものとする。また、県は、重点市町の要請に基づき同様の助言を行うものとする。
- (7) 県は必要に応じ、原子力災害対策本部に広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとし、原子力災害対策本部は、広域的観点から計画を作成し、県に計画の内容を示すものとする。
- (8) 県は、国と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。
- (9) 県は、海路避難を行う前に、伊方町と連携して、船舶により海上の空間放射線量率の確認を必要に応じて行うものとする。

2 要請を受けた市町のとるべき措置

- (1) 県災害対策本部長から要請を受けた市町長は、当該市町地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。
- (2) 市町は、重点市町と連携して、避難者把握や秩序の保持に努めるものとする。

3 防護対策区域を有する重点市町のとるべき措置

- (1) 内閣総理大臣又は県災害対策本部長から避難指示を受けた重点市町災害対策本部長は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送に努めるとともに、指定避難所に職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護にあたらせるものとする。
- (2) 重点市町災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、指定避難所に輸送するよう努めなければならない。
- (3) 重点市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が

必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求めるものとする。

3-8-10 避難の長期化への対応

- (1) 重点市町及びその他の市町は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (4) 重点市町は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

第9章 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

【防災危機管理課、原子力安全対策課、第六管区海上保安本部、県警本部】

県警察、海上保安部は、関係機関の協力のもと、警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置を講ずることとする。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

3-9-1 立入制限、交通規制の実施

立入制限、交通規制等の措置は、周辺住民等の避難、防災業務関係者の活動及び応急対策用資機材等の輸送のために経路を確保する等、緊急事態応急対策の円滑な実施のために行うものとする。

1 陸上の立入制限等の措置

(1) 県の活動

県災害対策本部長は、重点市町災害対策本部長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(2) 県警察の活動

ア 警戒区域への立入制限等

県警察は、重点市町災害対策本部長が警戒区域を設定したときは、重点市町災害対策本部長の要請に基づき、関係機関と協力し、警戒区域への立入制限、立入禁止又は、これらの区域からの退去等の措置を講ずるものとする。

イ 通行の確保

住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため交通規制は、次の道路について実施することとし、その実施に当たっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(ア) 国道197号

(イ) 国道56号

(ウ) 国道378号

(エ) 国道379号

(オ) 国道441号

(カ) 高速自動車道路

(キ) 主要地方道肱川公園線

(ク) 主要地方道八幡浜宇和線

(ケ) 主要地方道八幡浜三瓶線

(コ) 主要地方道宇和三瓶線

- (サ) 県道広見吉田線
- (シ) その他確保を要する主要道路

2 海上の立入制限等の措置

(1) 県の活動

県災害対策本部長は、警戒区域の海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、松山・宇和島海上保安部に対し、その措置の実施について要請するものとする。

(2) 海上保安部の活動

海上保安部は、災害対策本部等と緊密な連絡をとり、通航船舶に対し、緊急通報及び立入制限等の措置を講じるものとする。

3-9-2 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施

県警察は、別に定める災害警備計画に従い、防護対策区域及び警戒区域内並びに指定避難所等の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締り等治安を確保するものとする。

なお、災害警備の実施に当たっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、警戒活動の実施等を要請するものとする。

第 1 0 章 飲料水・飲食物の摂取制限等

【防災危機管理課、原子力安全対策課、環境・ゼロカーボン推進課、業務衛生課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、水産課、中国四国農政局】

県、重点市町及び関係機関等は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、相互の連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

3-10-1 飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定

県災害対策本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

また、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。

O I L と防護措置について

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | | |
|-----------------|---------------------------|--|------------|---------------------------|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | 飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定 | 0.5 μ Sv/h ^{※2} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※3}) | | |
| O I L 6 | 飲食物の摂取制限 | 核種 ^{※4} | 飲料水、牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300 Bq/kg | 2,000 Bq/kg ^{※5} |
| | | 放射性セシウム | 200 Bq/kg | 500 Bq/kg |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1 Bq/kg | 10 Bq/kg |
| | | ウラン | 20 Bq/kg | 100 Bq/kg |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器

の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

3-10-2 飲料水の摂取制限

1 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲料水の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、当該市町災害対策本部長から飲料水の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ、県との物資調達協定の締結者から調達した飲料水を供給するとともに、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し、協力要請する。

2 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施するものとする。

この場合において、重点市町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施するものとする。

3-10-3 飲食物の摂取制限

1 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲食物の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、重点市町災害対策本部長から食料の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ県の備蓄する緊急援護物資を供給するとともに、協定を締結している大手小売業者等、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し協力要請する。

2 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

この場合において、重点市町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食

料供給を実施するものとする。

3-10-4 地域生産物の採取制限及び出荷制限

1 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取制限及び出荷制限措置の実施を決定したときは、直ちに当該市町災害対策本部長に指示するとともに、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等に伴う指導を行うものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

2 重点市町のとるべき措置

重点市町災害対策本部長は、県災害対策本部長から、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取制限及び出荷制限措置の指示があった場合には、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。